

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

第1 警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案関係

1 警備員教育における教育時間数及び教育頻度の見直し（第38条関係）

この項目に対しては、

- 改正案の教育時間数では、1日の勤務時間が7時間から8時間であることなどを考慮しながら、教育時間数を削減してほしい。
- 警備員の質の低下が懸念されるため、教育時間数及び教育頻度を減らすことには反対である。
- 基本教育と業務別教育の教育時間数を統合すると、警備業者や指導教育責任者の考え方によっては、それぞれの教育に対する時間配分に偏りが生じるのではないか。

といった御意見がありました。

警備員教育については、昭和58年に、警備員に対する指導・教育を充実させることなどを目的として公布・施行された警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）において、

- ・ 警備員教育が基本教育と業務別教育に分類
- ・ 新たに警備業務に従事させようとする警備員に対する教育時間数及び現に警備業務に従事させている警備員に対する教育（以下「現任教育」という。）時間数を拡充
- ・ 現任教育の頻度が1年ごとから半年ごとに変更

されました。その後、数次にわたる警備業法（昭和47年法律第117号）の改正等により、指導教育責任者制度や検定制度の導入をはじめとする各営業所及び警備業務の現場における警備員に対する指導・教育に係る体制の充実及び警備員の質の向上が図られたことで、昭和58年当時と比較し、より短時間の教育で教育目的を達成することができる状況にあります。本改正は、このような状況等を踏まえ、昭和58年の教育時間数や教育頻度に関する規制強化を見直すものです。

また、相互に関連性のある基本教育と業務別教育の教育時間数を統合することで、基本教育及び業務別教育の時間数についての一定の裁量が警備業者に生じるため、各警備員の警備業務に関する知識及び能力の違いに応じた必要な教育を重

点的に行うことができ、より効率的かつ効果的な教育を行うことが可能になるものと考えています。

2 警備員教育における実施可能な講義の方法の拡大（第38条関係）

この項目に対しては、

- eラーニングによる警備員教育を実施する主体については、その統一的な運用と内容充実のため、国家公安委員会が認定する機関に限定すべきである。
- eラーニングの要件のうち、「受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること」及び「質疑応答の機会が確保されているものであること」については、講義の方法一般に通じるものであり、講義の方法の裁量の余地を狭めかねないことから、削除してほしい。

といった御意見がありました。

電気通信回線を使用して行う方法（以下「eラーニング等」という。）による教育には、対面による講義と同等の教育効果を担保するための要件を置くこととしているため、eラーニング等の実施主体やeラーニング等において用いられる教材の制作者を限定する必要性はないものと考えています。

また、対面による講義を行う場合はこの要件を満たすため、今回の改正では、対面による講義の方法に変更はありません。

第2 警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則案関係

1 空港保安警備業務及び雑踏警備業務における配置基準の見直し（第2条関係）

この項目に対しては、

- 場所の範囲や区域を特定するに当たって勘案するものとされている具体的解釈や運用について明確に示すべきである。
- 交通誘導警備業務における配置基準についても、ICT等の技術の利用の状況を勘案できるよう見直してほしい。

といった御意見がありました。

空港保安警備業務を行う場所及び雑踏警備業務を行う区域を特定するに当たり、勘案するものとしている具体的解釈や運用については、別途定める予定です。

なお、上記の具体的解釈及び運用においては、例えば、勘案する事情として、防犯カメラ、センサー、手荷物検査に用いられるボディースキャナー等の活用状況を定めることなどを予定しています。

交通誘導警備業務における配置基準については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、都道府県公安委員会が行う検定に合格した警備員（以下「検定合格警備員」という。）を一人以上配置することとされていますが、交通誘導警備業務を行う場所は、空港保安警備業務や雑踏警備業務を行う場所とは異なり、区域等の細分化された範囲に検定合格警備員を配置することとはされていないことなどから、見直しの対象とはしておりません。

2 登録講習機関による講習会の実施基準の見直し（第17条関係）

この項目に対しては、

- 登録講習機関による講習会の実施基準の見直しについて、実技講習の受講者数は現行どおり講師一人につき10人以下とするか、より人数を絞るべきである。

といった御意見がありました。

登録講習機関が行う実技講習については、実技試験を行うこととされているため、実技能力が一定の水準に満たない警備員は排除することができ、また、試験は受講者一人ごとに行うこととされており、きめ細かな試験制度となっています。実技講習はもとより、こうした実技試験を引き続き適切に実施することで、検定合格警備員の質を担保できるものと考えています。

第3 その他

このほか、

- ラグビーワールドカップ2019や東京オリンピック・パラリンピック2020の開催が近づいているため、改正案を早期に施行してほしい。
- 教育計画書の作成の都合上、改正案の施行日は4月1日か10月1日とし、その一か月前までに公布してほしい。

といった御意見がありました。

施行日については、本改正が警備業者等に対する規制を緩和する内容であり、速やかな施行が警備業者の便にも資することから、公布の日から施行することとしています。

教育計画書については、今回の改正後は、年度ごとに作成する必要があることから、警備業者が備えておかなければならない書類等について規定する警備業法施行規則第66条を改正することとし、また、本年度の教育計画書については、同

条第3項を読み替えて施行の日の翌日から起算して三月以内に作成し、備えることとする経過規定を置くこととしました（別紙2参照）。

なお、内閣府令案等に対する直接の御意見ではありませんが、警備員教育の教育事項に関する御意見、警備員指導教育責任者講習等の講習事項に関する御意見、警備員指導教育責任者等の資格に係る要件に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。